

[事案 2020-131] 死亡保険金受取方法変更請求

・令和3年6月17日 裁定終了

<事案の概要>

死亡保険金の受取通貨の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

姉が契約者および被保険者、自分が死亡保険金受取人として、平成29年10月に契約した外国為替連動型終身保険（豪ドルでの外貨支払特約付）について、姉が死亡したため、令和2年5月に円貨での受領を指定して死亡保険金を請求し支払われたが、以下の理由により、豪ドルでの受取りに変更してほしい。

- (1) 「死亡保険金外貨受取額試算書」において、豪ドルの受取額は「受取額（試算額）」と変動するかなのような記載であったが、「死亡保険金（円貨建）」については定額であるかなのような記載であったことや、実勢レートよりも有利なレートが記載されていたため円貨による支払いを選択した。
- (2) 「死亡保険金外貨受取額試算書」について、一般人の全員が錯誤せずに理解できると客観的に評価されない限り、この書面について誤解しても重大な過失はない。

<保険会社の主張>

「死亡保険金外貨受取額試算書」は、あくまでも契約者の指定した通貨である豪ドルでの試算額を示したものであり、円貨額が確定していると誤認させるような内容のものではなく、一般人を基準としても錯誤しやすいものではないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、死亡保険金請求時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、死亡保険金請求に関して重大な過失は認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

<参考>

○死亡保険金請求に関して重大な過失が認められる理由は、以下のとおり。

- (1) 「死亡保険金外貨受取額試算書」には、本契約の場合、原則として豪ドルでの支払いになること、それ以外の通貨を希望する場合は請求書で希望の通貨を選択することによって、希望の通貨へ換算し支払われることが明示されており、「為替レートにより為替差益・為替差損が生じる場合があります。」と明示されている。
- (2) 死亡保険金の請求書類には、不明点等がある場合の照会窓口が記載されており、申立人は書面上の記載で理解できないのであれば、保険会社に問い合わせ記載内容の意味を確認してから、請求手続を進めることも容易であった。